

2018年1・2・3月

No.120

冬
(winter)

ほうじんかい

税と地域のための情報誌

特集1 第34回法人会全国大会(福井大会)

特集2 創立30周年記念特集

- 広報委員会企画一署長インタビュー
- 税金ミニ情報 ● 各会員交流会 他



オーロラ(フェアバンクス)



めざします企業の繁栄と社会への貢献
一般社団法人 千葉南法人会

エルタックス  地方税ポータルシステム



- 1 (特集1) 全法連主催
第34回法人会全国大会福井大会
 平成30年度税制改正に関する要望を採択
- 4 税関連
消費税の軽減税率制度が実施されます!
 【県税だより】
 ~地方税もエルタックスを利用して
 申告してみませんか~
 【税務だより】
 千葉南税務署からのお知らせ
- 8 広報委員会企画
 署長インタビュー
「千葉南税務署 本田署長に聞く」
- 9 法律相談
 身近な法律相談
 テーマ「従業員の募集及び
 採用選考時に注意すべきこと」
- 10 (特集2)
「創立30周年記念特集」
 会長挨拶/ご祝辞/30年の歩み

- 18 NEWS
 第26回役員研修会/本年度納税表彰式
 源泉部会課外研修会/第15回青年部会租税教室
 第31回全法連全国青年の集い
 女性部会 税を考える週間街頭PR活動
 第2回税務研修会
 (本田署長との懇談会: 会員交流会)
 支部連合別税務研修会/各会員交流会
- 23 会社訪問
株式会社笹原工務店
- 24 コラム
 健康シリーズ
「大人用のおむつ」
 産業シリーズ
「果菜の善し悪しの見分け方」
 天満由美子の健康運
- 26 イベントetc
 研修案内/行事予定/新会員紹介
- 28 お知らせ
 新春記念講演会のお知らせ

表紙の言葉



オーロラ (フェアバンクス)

今回表紙に取り上げたオーロラは旅好きの方であれば一度は見たいと考える情景かと思えます。オーロラは、頭上に色とりどりの光のカーテンが大きく揺れているとのイメージがあると思う方も多いと思います。実際は、このオーロラの情景を見られるのは1年間に10日から20日くらいのものでよほどの幸運に恵まれた方がこの素晴らしいオーロラを鑑賞できるようです。ほとんどのオーロラ鑑賞は薄い雲のようなものが空において写真で撮ってみるとオーロラだったというケースが多く、肉眼でオーロラを確認できるケースも少ないようです。今回は幸運に恵まれて肉眼でもオーロラの渦を鑑賞できました。実際にオーロラを見た感動は非常に素晴らしいものでぜひ皆さんにお勧めしたい旅先です。

笹原

今週末には衆議院選挙が行われる。この稿が活字になる頃には雌雄が決し、大方の予想通り自公が議席を守っているだろう。今回の小池劇場は政治の世界の面白さと厭らしさを我々国民に嫌というほど見せつけたのではないだろうか。どや顔で会見した希望の党の党首宣言。若狭、細野両氏のあまりの驚きに思考停止をしたかの表情が忘れられない。知事から国政への返り咲きをもくろんでの小池氏の動きは政治評論家ならずとも察することができた。しかし都知事選挙ながらの大旋風は起きなかった。選挙目前であっけなく失墜。都民は騙せても国民は騙せなかったと言ったら言い過ぎだろうか。上手の手から水が漏れたのか、驕りから風を見誤ったのか。「今しかない」との判断だろうが、政治に疎い一介の国民にもそれは危うく見えた。出馬見送りは計算高い彼女として懸命であり当たり前。第一、期待をかけた都民に失礼だろう。個人的には二大政党賛成派だ。力が拮抗してこそ緊張感が生まれ、民意は反映しやすいのではないか。しかし新生の党やにわか仕立ての寄せ集め政党に国のかじ取りを任せる訳にはいかないのも本音。「大方の予想」が外れないことを祈るばかりだ。

第34回 法人会全国大会

福井大会

平成30年度

税制改正に関する要望を採択

去る10月5日（木）、福井県・福井市「福井県産業会館」において法人会全国大会と同時開催により、税制改正要望大会が開催され当会より高橋会長、麻薙副会長、向後税制委員長、根元厚生副委員長、伊藤事務局長が出席しました。当日法人会会員100万人の総意として税制に関する定義を採択いたしました。



《税目別の具体的課題》

1. 法人税関係

(1) 役員給与の損金算入の拡充

① 役員給与は原則損金算入とすべき
 現行制度では、役員給与の損金算入の取り扱いが限定されており、とくに報酬等の改定には厳しい制約が課せられている。役員給与は、本来、職務執行の対価であり、原則損金算入できよう見直すべきである。

② 同族会社も利益連動給与の損金算入を認めべき

経営者の経営意欲を高め、企業に活力を与える観点から、同族会社における役員の利益連動給与についても、一定の要件のもと、損金処理を認めるべきである。

(2) 交際費課税の適用期限延長

平成26年度税制改正において拡充された交際費

課税の特例措置については、適用期限が平成30年3月末までとなっていることから、その延長を求める。

(3) 公益法人課税

政府は、公益法人課税のあり方について検討を行うこととしているが、民間非営利部門の活動の健全な発展を促進するという公益法人制度改革の趣旨を踏まえ、慎重に検討を行うべきである。

2. 所得税関係

(1) 所得税のあり方

① 基幹税としての財源調達機能の回復
 所得税は重要な基幹税の一つであるが、各種控除の拡大などにより空洞化が指摘されている。基幹税としての財源調達機能を回復するためにも、所得税は国民が能力に応じて適正に負担すべきである。

② 各種控除制度の見直し

各種控除は、社会構造変化に対応して合理的

なものに見直す必要がある。とくに、人的控除については累次の改正で複雑化しているため整理・合理化を図るべきである。

③ 個人住民税の均等割

地方税である個人住民税の均等割についても、応益負担原則の観点から適正水準とすべきである。

(2) 少子化対策

少子化対策は、保育所の充実など本来的には国及び地方自治体が財政・行政面で総合的な施策を講じることが肝要であり、子育て支援等の税制上の支援措置はその一環として検討すべきである。

3. 相続税・贈与税関係

(1) 相続税の負担率はすでに先進主要国並みであることから、これ以上の課税強化は行うべきではない。

(2) 贈与税は経済の活性化に資するよう見直すべきである。

① 贈与税の基礎控除を引き上げる。

② 相続時精算課税制度の特別控除額（2500万円）を引き上げる。

4. 地方税関係

(1) 固定資産税の抜本的見直し

地価は三大都市圏や地方中核都市だけでなく、全国ベースでも上昇傾向を示している。こうした中で固定資産税については負担感が強いとの指摘がなされている。このため、都市計画税と合わせて評価方法および課税方式を抜本的に見直すべきである。

また、固定資産税は賦課課税方式であり、納税者自らが申告するものではないことから、制度に対する不信感も一部見受けられる。地方自治体は、税の信頼性を高めるための努力が必要である。

第34回 法人会全国大会福井大会

平成30年度税制改正に関する要望を採択

①商業地等の宅地を評価するに当たっては、より収益性を考慮した評価に見直す。
②居住用家屋の評価は経過年数に応じた評価方法に見直す。

③償却資産については、「少額資産」の範囲を国税の中小企業の少額減価償却資産（30万円）にまで拡大する。また、将来的には廃止も検討すべきである。

④国土交通省、総務省、国税庁がそれぞれの目的に応じて土地の評価を行っているが、行政の効率化の観点から評価体制は一元化すべきである。

② 事業所税の廃止

市町村合併の進行により課税主体が拡大するケースも目立つ。事業所税は固定資産税と二重課税的な性格を有することから廃止すべきである。

③ 超過課税

住民税の超過課税は、個人ではなく主に法人を課税対象としているうえ、長期間にわたって課税を実施している自治体もある。課税の公平を欠く安易な課税は行うべきでない。

なお、森林整備等の財源として地方税による森林環境税(仮称)の創設が検討されているが、受益と負担が明確でないこと等から慎重に臨むよう求める。

④ 法定外目的税

法定外目的税は、税の公平性・中立性に反することのないよう配慮するとともに、税収確保のために法人企業に対して安易な課税は行うべきではない。

5. その他

(1) 配当に対する二重課税の見直し
配当については、現行の配当控除制度で法人

税と所得税の二重課税の調整が行われているものの不十分であり、さらなる見直しが必要である。
(2) 電子申告
国税電子申告(e-Tax)の利用件数は、年々拡大してきているが、政府は法人における電子申告の利用率の大幅な向上を目指している。このため、制度の一層の利便性向上と、地方税の電子申告(eLTAX)との統一的な運用を検討すべきである。

〈個別法令・通達関係〉

1. 法令関係

1. 法人税関係

〔無形減価償却資産〕

(1) 電算機のソフトウェアは無形減価償却資産として5年償却となっているが、技術革新の加速化を考慮し、期間を3年に短縮すること。
〔引当金の損金算入〕

(2) 引当金について、次のとおり損金算入を認めること。
①退職給与引当金は、将来確実に発生する債務を引き当てるものであることから、その繰入について損金算入を認めること。

②賞与引当金は、潜在的には各月に発生する未払い費用としての性格を有していることから、その繰入について損金算入を認めること。
〔電話加入権の損金算入〕

(3) 電話加入権については、自動車電話加入権や携帯電話加入権がすでに非償却資産から減価償却資産に変更されていることもあり、同様の扱いとすること。
〔耐震補強等に係る工事を実施した場合の優遇措置〕

(4) 建物等の構造物に対する耐震補強工事を

実施した場合、特別償却または税額控除制度を設けること。

〔法人税の延納〕

(5) 不況時等における資金繰りに考慮し、昭和59年に財源対策等から廃止された法人税の延納制度を復活すること。なお、その際合わせて利子税率を軽減すること。
〔申告書の提出期限〕

(6) 会社法上の諸手続きを含めた決算事務を2か月以内に完了することが困難であるため、法人税の確定申告書の提出期限を事業年度終了後3か月以内(現行2か月以内)とすること。

2. 所得税関係

〔土地・建物等の損益通算〕

(1) 土地・建物等の譲渡により生じた譲渡損失の損益通算および繰越控除を認めること。
〔不動産所得の負債利子の損益通算〕

(2) 土地等に係る負債利子については、不動産所得の計算上生じた損失がある場合に、他の所得との損益通算が認められないこととなっているが、この取扱いはバブル期の措置として設けられたものであり、また所得の計算上、本来認められるべきものであることから損益通算を復活すること。

〔医療費控除〕

(3) 医療費控除については、最近の医療費の実態に即して、最高限度額を300万円(現行200万円)に引き上げること。
〔源泉納付〕

(4) 源泉所得税の1月の納付期限については、年末調整事務や年末年始の休暇等の特殊事情、および週休二日制の普及を考慮し、「納期限の特例」適用者以外の源泉徴収義務者に対しても1月20日(現行1月10日)とすること。

3. 相続税・贈与税関係

〔保険金・死亡退職金の非課税限度額〕

(1) 保険金・死亡退職金の非課税限度額については、昭和63年度の改正で法定相続人一人当たり500万円とされたが、相当期間経過しているため、1000万円に引き上げること。

〔相続財産からの控除〕

(2) 相続開始後に発生する相続に伴う費用(遺言執行費用、税理士・弁護士報酬等)は、相続税の課税財産から控除すること。

〔被相続人の保証債務の弁済〕

(3) 相続後の一定期間内に保証債務の履行があり、その求償権の行使が不能の場合、更正の請求ができるようにすること。

〔贈与税の配偶者控除〕

(4) 贈与税における居住用不動産の配偶者控除額2000万円は、昭和63年以来据え置かれているので、3000万円に引き上げること。

4. 消費税関係

〔消費税の確定申告書の提出期限〕

(1) 消費税の確定申告書の提出期限は、前述の法人税の確定申告書の提出期限に合わせ、課税期間終了後3か月以内(現行2か月以内)とすること。

なお、上記改正が行われるまでの間においても、法人税の申告期限の延長特例を受けている法人については、消費税についても申告期限の延長を認めること。

〔消費税の届出書の提出期限〕

(2) 消費税の各種届出書の提出は、消費税の申告・納付上、納税者にとって重要な事項であるが、その提出の失念により納税者が思わぬ不利益を被ることがあり、また、慎重な判断が必

要な場合もあることから、前課税期間の消費税の確定申告書の提出期限(現行は課税期間の開始日の前日)まで延長すること。

5. 印紙税関係

〔印紙税〕

印紙税については、電子取引の拡大や手形決済の省略など、取引慣行の変化に伴い、課税根拠が希薄化している。文書作成の有無による課税は公平性を欠くので廃止すること。

6. 地方税関係

〔固定資産税〕

(1) 固定資産税の免税点については、平成3年以降改定がなく据え置かれているため、大幅に引き上げること。

(2) 建物等の構造物に対する耐震補強工事を実施し、資産価値が上昇した場合の固定資産税や都市計画税は減免すること。

〔法人事業税〕

(3) 法人事業税について次のとおり改正すること。

① 資本金1000万円以上で3都道府県以上に事業所を有する法人の法人事業税については、所得区分別の軽減税率が適用されないこととなつてはいるが、この制度を廃止すること。
② 二以上の地方自治体に事業所または事業所を有する法人の法人事業税・住民税の申告納税は、本店所在地において一括して行うことができるようにすること。

〔個人住民税〕

(4) 納入先市区町村が複数ある場合の個人住民税の特別徴収については、特別徴収義務者の事務の簡素化等に資するため、納入先市区町村別の明細書を添付することにより、当該事業所を所轄する市区町村において、一括納入ができ

るようにすること。また、合わせて地方税の申告書・納付書の規格、様式の統一を図ること。

〔欠損金繰戻し還付制度・延納制度〕

(5) 住民税・事業税についても、法人税と同様に欠損金繰戻し還付制度を創設すること。また、地方税にも延納制度を設けること。

〔償却資産〕

(6) 固定資産税のうち、償却資産の評価にあたっては、納税者の事務負担軽減の観点から、法人税の減価償却資産と連動させ、賦課期日を各法人の事業年度末とすること。

II. 通達関係

1. 法人税関係

〔修繕費〕

(1) 資本的支出と修繕費の区分が不明確である場合の形式的区分基準について、修繕費としての認定の範囲を次のとおり改めること。

① 修理・改良等に要した金額が100万円(現行60万円)に満たない場合

② 修理・改良等に要した金額が取得価額のおおむね20%(現行10%)相当額以下である場合

〔借地権〕

(2) 相当の地代の認定基準概ね6%程度については、地代の収益状況および金利水準の変化に応じて見直しを行い、当面3%程度に引き下げること。

2. 相続税関係

〔取引相場のない株式の評価〕

(1) 類似業種比準方式の斟酌率を、中会社および大会社についても50%に引き下げること。

(2) 純資産価額方式による評価にあたっては、従業員退職金の期末支給額の全額を負債として取り扱うこと。

平成31年10月～



消費税の軽減税率制度が実施されます！

軽減税率制度の実施に伴い、仕入税額控除を行うためには、区分経理に対応した帳簿及び請求書等の保存が必要となります。現行の請求書等保存方式、区分記載請求書等保存方式及び適格請求書等保存方式のそれぞれの方式において、仕入税額控除の要件として保存すべき帳簿や請求書等の記載事項については、次のとおりです。

	請求書等保存方式 (現行)	区分記載請求書等保存方式 (平成31年10月～)	適格請求書等保存方式 (平成35年10月～)																																																																		
帳簿の記載事項	<p>総勘定元帳（仕入）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>XX年 月 日</th> <th>摘要</th> <th>借方</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>11 30</td> <td>△△商事㈱ 11月分 日用品及び食料品</td> <td>125,600</td> </tr> </tbody> </table> <p>①課税仕入れの相手方の氏名又は名称 ②課税仕入れを行った年月日 ③課税仕入れに係る内容 ④課税仕入れに係る支払対価の額</p>	XX年 月 日	摘要	借方	11 30	△△商事㈱ 11月分 日用品及び食料品	125,600	<p>総勘定元帳（仕入）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>XX年 月 日</th> <th>摘要</th> <th>借方</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>11 30</td> <td>△△商事㈱ 11月分 日用品</td> <td>88,000</td> </tr> <tr> <td>11 30</td> <td>△△商事㈱ 11月分 ※食料品</td> <td>43,200</td> </tr> </tbody> </table> <p>※軽減税率対象</p> <p>現行の帳簿の記載事項に加え、軽減対象資産の譲渡等に係るものである旨を記載します。</p>	XX年 月 日	摘要	借方	11 30	△△商事㈱ 11月分 日用品	88,000	11 30	△△商事㈱ 11月分 ※食料品	43,200	<p>総勘定元帳（仕入）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>XX年 月 日</th> <th>摘要</th> <th>借方</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>11 30</td> <td>△△商事㈱ 11月分 日用品</td> <td>88,000</td> </tr> <tr> <td>11 30</td> <td>△△商事㈱ 11月分 ※食料品</td> <td>43,200</td> </tr> </tbody> </table> <p>※軽減税率対象</p> <p>区分記載請求書等保存方式と同様の記載をします。</p>	XX年 月 日	摘要	借方	11 30	△△商事㈱ 11月分 日用品	88,000	11 30	△△商事㈱ 11月分 ※食料品	43,200																																										
	XX年 月 日	摘要	借方																																																																		
11 30	△△商事㈱ 11月分 日用品及び食料品	125,600																																																																			
XX年 月 日	摘要	借方																																																																			
11 30	△△商事㈱ 11月分 日用品	88,000																																																																			
11 30	△△商事㈱ 11月分 ※食料品	43,200																																																																			
XX年 月 日	摘要	借方																																																																			
11 30	△△商事㈱ 11月分 日用品	88,000																																																																			
11 30	△△商事㈱ 11月分 ※食料品	43,200																																																																			
請求書等の記載事項	<p>請求書</p> <p>〇〇御中 平成XX年11月30日 11月分 125,600円（税込）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>日付</th> <th>品名</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>11/1</td> <td>小麦粉</td> <td>5,400円</td> </tr> <tr> <td>11/1</td> <td>牛肉</td> <td>10,800円</td> </tr> <tr> <td>11/2</td> <td>キャッパ-パ-</td> <td>2,160円</td> </tr> <tr> <td>∴</td> <td>∴</td> <td>∴</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td>125,600円</td> </tr> </tbody> </table> <p>△△商事㈱</p> <p>①書類の作成者の氏名又は名称 ②資産の譲渡等の年月日 ③課税資産の譲渡等に係る内容 ④課税資産の譲渡等の対価の額（税込み） ⑤書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称</p>	日付	品名	金額	11/1	小麦粉	5,400円	11/1	牛肉	10,800円	11/2	キャッパ-パ-	2,160円	∴	∴	∴	合計		125,600円	<p>請求書</p> <p>〇〇御中 平成XX年11月30日 11月分 131,200円（税込）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>日付</th> <th>品名</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>11/1</td> <td>小麦粉 ※</td> <td>5,400円</td> </tr> <tr> <td>11/1</td> <td>牛肉 ※</td> <td>10,800円</td> </tr> <tr> <td>11/2</td> <td>キャッパ-パ-</td> <td>2,200円</td> </tr> <tr> <td>∴</td> <td>∴</td> <td>∴</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td>131,200円</td> </tr> <tr> <td>10% 対象</td> <td></td> <td>88,000円</td> </tr> <tr> <td>8% 対象</td> <td></td> <td>43,200円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※軽減税率対象 △△商事㈱</p> <p>現行の請求書等の記載事項に加え、以下を加えます。 ①軽減対象資産の譲渡等である旨 ②税率ごとに合計した対価の額（税込み） ※ ①及び②の追加記載事項は受領者の追記可</p>	日付	品名	金額	11/1	小麦粉 ※	5,400円	11/1	牛肉 ※	10,800円	11/2	キャッパ-パ-	2,200円	∴	∴	∴	合計		131,200円	10% 対象		88,000円	8% 対象		43,200円	<p>請求書</p> <p>〇〇御中 平成XX年11月30日 11月分 131,200円（税込）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>日付</th> <th>品名</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>11/1</td> <td>小麦粉 ※</td> <td>5,000円</td> </tr> <tr> <td>11/1</td> <td>牛肉 ※</td> <td>10,000円</td> </tr> <tr> <td>11/2</td> <td>キャッパ-パ-</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td>∴</td> <td>∴</td> <td>∴</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td>120,000円 消費税 11,200円</td> </tr> <tr> <td>10%対象</td> <td></td> <td>80,000円 消費税 8,000円</td> </tr> <tr> <td>8%対象</td> <td></td> <td>40,000円 消費税 3,200円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※軽減税率対象 △△商事㈱ 登録番号 XXXXXXXXX</p> <p>区分記載請求書等の記載事項に加え、以下を加えます。 ①登録番号 ②税率ごとの消費税額及び適用税率 ※ 税率ごとに合計した対価の額は税抜き又は税込みで記載します。</p>	日付	品名	金額	11/1	小麦粉 ※	5,000円	11/1	牛肉 ※	10,000円	11/2	キャッパ-パ-	2,000円	∴	∴	∴	合計		120,000円 消費税 11,200円	10%対象		80,000円 消費税 8,000円	8%対象		40,000円 消費税 3,200円
	日付	品名	金額																																																																		
11/1	小麦粉	5,400円																																																																			
11/1	牛肉	10,800円																																																																			
11/2	キャッパ-パ-	2,160円																																																																			
∴	∴	∴																																																																			
合計		125,600円																																																																			
日付	品名	金額																																																																			
11/1	小麦粉 ※	5,400円																																																																			
11/1	牛肉 ※	10,800円																																																																			
11/2	キャッパ-パ-	2,200円																																																																			
∴	∴	∴																																																																			
合計		131,200円																																																																			
10% 対象		88,000円																																																																			
8% 対象		43,200円																																																																			
日付	品名	金額																																																																			
11/1	小麦粉 ※	5,000円																																																																			
11/1	牛肉 ※	10,000円																																																																			
11/2	キャッパ-パ-	2,000円																																																																			
∴	∴	∴																																																																			
合計		120,000円 消費税 11,200円																																																																			
10%対象		80,000円 消費税 8,000円																																																																			
8%対象		40,000円 消費税 3,200円																																																																			

複数税率に対応するための
POSのレジシステムや商
品の受発注システムの改修
費用は、修繕費に該当する
のかな…？



プログラムの修正が、ソフトウェアの機能の追加、機能の向上等に該当する場合には、その修正に要する費用は資本的支出として取り扱われることとなりますが、複数税率に対応するためのPOSのレジシステムや商品の受発注システムの改修費用は、一般的には軽減税率制度の実施に対して、現在使用しているソフトウェアの効用を維持するために行われるものであり、新たな機能の追加、機能の向上等に該当しないものであれば、修繕費に該当します。

(注) プログラムの修正の中に、新たな機能の追加、機能の向上等に該当する部分が含まれている場合、この部分に関しては、資本的支出として取り扱うこととなります。

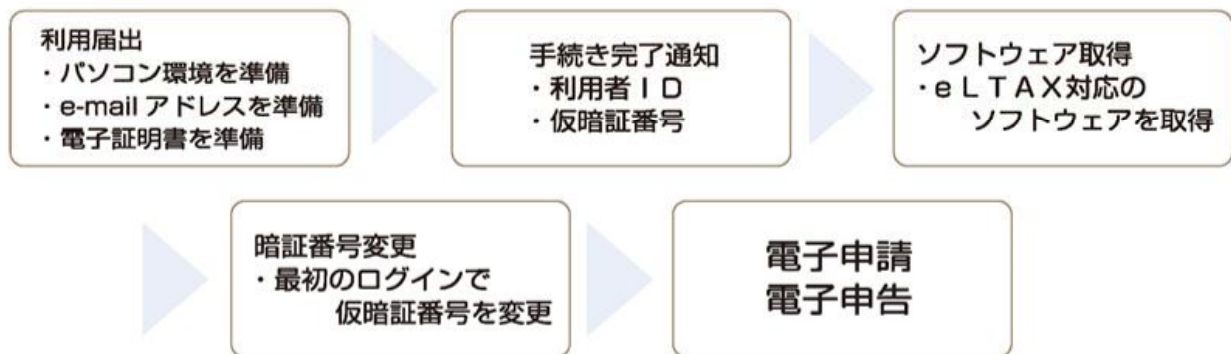
～地方税もエルタックスを利用して 電子申告してみませんか～

法人県民税・法人事業税の地方税も、eLTA X(エルタックス)を利用すればインターネット経由で電子申告や電子申請が行えます。オフィスや自宅から申告※でき、また、複数の都道府県への申告がまとめてできるようになるなど、大きなメリットがあります。

千葉県における電子申告率は、平成28年度末で54.88%でした。今年度の利用状況は平成29年9月末現在で58.50%と、昨年同月と比べ4.39ポイント増え、年々増加傾向となっています。

※eLTA Xの利用時間は8時30分から24時です。(土・日・祝日・年末年始の12月29日から1月3日は除く)

eLTA Xご利用の流れ



お問い合わせ

eLTA Xホームページ (<http://www.eltax.jp/>)

eLTA Xヘルプデスク ☎ 0570-081459 (ハイシンコク))

IP電話やPHSなどをご利用の場合：03-5500-7010

※朝9時から夕方5時。土日祝・年末年始を除きます。市町村税の申告にもご利用いただけます。詳細は、各市町村民税担当課へお問い合わせください。

千葉南税務署からのお知らせ

【問合せ先】 〒260-8688 千葉市中央区蘇我 5-9-1 TEL 043-261-5571 (代表)
 ※お電話は、自動音声によりご案内しており、担当者がご用件にお答えします。

申告書作成会場の開設日程

次の日程で、税務署の「申告書作成会場」を開設します。

なお、会場が混雑している場合は、受付を早めに締め切ることがありますのでなるべくお早めにお越しください。

開設期間	会場	所在地	時間
2月13日(火)～ 3月15日(木) <small>※土、日の開設については、国税庁ホームページで確認されるか、税務署にお尋ねください。</small>	千葉南税務署	千葉市中央区 蘇我5-9-1	【受付】 午前8時30分から (提出は午後5時まで) 【相談】 午前9時から午後5時まで

【案内図】



- 会場開設日及び最終週は、大変な混雑が予想されますので、ご了承ください。
- 2月1日(木)から3月15日(木)までの間は、当署の駐車場は使用できませんので、お車での来署はご遠慮ください。また、税務署近隣にも駐車場はありませんので、公共交通機関をご利用ください。

税理士による無料申告相談 ～申告書を作成して提出できます～

次の日程で、「税理士による無料申告相談」を実施しますのでご利用ください。

なお、会場が混雑している場合は、受付を早めに締め切ることがありますのでなるべくお早めにお越しください。

開設期間	会場	所在地	受付時間
2月6日(火)～ 2月8日(木)	市原市五井会館	市原市五井中央西2-3-13	9時～12時 13時～15時
2月16日(金)～ 2月28日(水) <small>※土・日を除く</small>	千葉市緑区役所	千葉市緑区おゆみ野3-15-3	9時～15時
2月16日(金)～ 2月23日(金) <small>※土・日を除く</small>	市原市役所	市原市国分寺台中央1-1-1	

【持参するもの】

- ①前年の申告書等の控えや源泉徴収票など申告に必要な書類
- ②印鑑及びマイナンバーに係る本人確認書類の写し

- 給与所得者・公的年金受給者の所得税及び復興特別所得税の申告書を作成して提出できます。
 なお、市原市五井会館では、小規模納税者の所得税及び復興特別所得税並びに個人消費税の申告書も作成して提出できます。事業所得や不動産所得がある場合は、青色申告決算書又は収支内訳書を事前に作成してご持参ください。
 (土地、建物及び株式などの譲渡所得がある場合並びに住宅借入金等特別控除を初めて受ける場合は税務署の相談会場をご利用ください。)
- 申告書等の提出のみの方は、直接税務署に提出(郵送可)してください。



確定申告書の作成は国税庁ホームページの「確定申告書作成コーナー」が便利です。

【国税庁ホームページを利用すると…】

- 税額などが自動計算されるので計算誤りなし！
- 作成したデータを e-Tax を利用して送信！
- 印刷して郵送で提出！
- 税制改正にも対応！

「確定申告書等作成コーナー」の
操作に関する問合せは、

【e-Tax・作成コーナーヘルプデスク】

電話番号：0570-01-5901 にお尋ねください。



国税庁ホームページの **確定申告** **検索** Click!

医療費控除を受けるための手続きが変わりました！

- 平成 29 年分の確定申告から、領収書の提出の代わりに

『医療費控除の明細書』の添付が必要となりました。(領収書の提出は不要となりました。)

- ※ 1 医療費の領収書は自宅で5年間保存する必要があります。
(税務署から求められたときは、提示又は提出しなければなりません。)
- ※ 2 医療保険者から交付を受けた医療費通知を添付すると、明細の記入を省略できます。
(医療費通知とは、健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」などです。)

(注)平成 29 年分から平成 31 年分までの確定申告については、医療費の領収書の添付又は提示によることもできます。

申告書にはマイナンバーの記載が必要です！

- 平成 28 年分以降、所得税及び復興特別所得税・消費税及び地方消費税・贈与税の申告書は、税務署へ提出する都度、マイナンバー（個人番号）の記載と、本人確認書類の提示又は写しの添付が必要です。



〈本人確認書類の例〉

- ①マイナンバーカード（個人番号カード）のみ（【番号確認書類】と【身元確認書類】）を兼ねています。
 - ②通知カードなど【番号確認書類】+ 運転免許証や公的医療保険の被保険者証など【身元確認書類】
- ※郵送にて申告書を提出する場合は、①の写し（表裏両面）または②の写しを添付してください。
※ご自宅から e-Tax で送信する場合は、本人確認書類の提示または写しの提出は不要です。

署長インタビュー

『千葉南税務署 本部署長に聞く』



取材中の本部署長

2 今までの経歴と印象に残った仕事について教えてください。

東京国税局に採用されて、最初に赴任した税務署が、千葉東税務署でした。その後は、東京国税局総務部、課税一部、査察部、調査部など、いろんな部署を経験させていただきました。

特に印象に残っていることは、採用された一年目に土木工事関係の調査担当となり、気性の荒い納税者から「税金を払うが、お前を殺す」と脅されたことや、査察部で洋服ブローカーを成田空港で内偵してベントで逃げられたことなどが印象的です。また、調査部で、日本のトップ企業の社長などと対等にお話しができたことも良い経験だったと思います。

今一番夢中になっている趣味はスキーです。雪国の新潟出身という訳ではありません。本格的にスキーを始めたのは40歳になってからです。現在は、スキーの指導員の資格を持っています。スキーは生涯スポーツともいわれ、自然と足腰が鍛えられるので、私のスキー仲間には80歳を過ぎても皆さんとても元気です。

その他の趣味は、フライフィッシングと燻製作り、百名山を中心とした山登り、ゴルフなどです。

5 どのような趣味をお持ちですか。

「笑顔」を忘れずに、「思いやり」を持って仕事をしてもらいたいと話しています。職員が健康で、明るく元気で、気兼ねなく話し合える職場にしたいと思っています。

3 千葉南税務署に着任しての第一印象はどうですか。

千葉南税務署は、私が最初に赴任した「千葉東税務署」が分割してできた税務署なので、「懐かしい」というのが第一印象です。おゆみ野地区やチバリーヒルズなどで開発が進んだところもありますが、石油化学コンビナートが連なる京葉臨海工業地帯や市原内陸部の農業地帯は、昔の面影が残っています。

4 署の職員に日ごろからアドバイスされていることはありますか。

千葉南税務署には、署訓というものがありません。職員には、この署訓のように、「健康」を大切に、

健康管理は、一番大切だと思っていることです。10年位前から妻と毎朝1時間ウオーキングをしています。最近では、ウオーキングの途中で公園に立ち寄り、鉄棒にぶら下がって帰るようになりました。むかし流行った「ぶら下がり健康器」の代わりです。最初は10秒もぶら下がっていただけでしたが、今では「懸垂」などもできるようになりました。食事では、なるべく野菜を食べるようにしています。最近、抜け毛が気になるので、「わかめ」を中心とした「海藻類」を食べるようにしています。何となく効果があるような気がします(笑)。

6 健康管理のために何かされていますか。

千葉南法人会の皆様は、小学生を対象にした「税に関する絵はがきコンクール」や「租税教室」のほか、税に関する広報活動として、市原市農林業まつりやJR蘇我・五井駅でのe-tax及びICT申告の普及活動にも取り組んでいただき心より感謝しています。今後も法人会の会員同士のネットワークを活用し、地域の企業や他の団体と連携を密にしながら、より一層充実した事業活動を展開されますことを期待しております。

7 好きな言葉や座右の銘をお聞かせください。

いつも職員に話しているのが、「健康第一、明るく、元気に」という言葉。これは、輝いた人生を送るための秘訣だと思っています。また、失敗や辛いことがあっても、くじけずに前に進むという意味で「七転び八起き」という言葉も人生の荒波を生きるための教訓として使っています。そして、「二期一会。人はひとりでは生きていけないもの。出会いはドラマチックであり、「いつどこでどんな関係になるか分からない」と思い、出会いを大切にしています。

8 最後に法人会や法人会会員に期待されることは何ですか。



取材中の広報委員

1 出身地はどちらですか。
私の出身地は、新潟県長岡市になります。長岡市は、新潟県の中央部に位置する人口約27万人の街です。豪雪地帯としても有名ですが、最近では温暖化の影響で、すっかり雪も少なくなりました。長岡で有名なのが、毎年8月2日と3日に開催される花火大会です。花火大会で打ち上げられる「正三尺玉」は、規模が大きく、他ではあまり見ることができない珍しい花火です。直径約90センチ、重さ約300キロもある大玉を夜空に打ち上げるのは、かなり難しいようで、子供の頃はよく失敗して上がらないことがありました。また、中越地震の復興祈願として打ち上げられる「フェニックス」は、幅2キロに渡って一斉に打ち上げられる花火で、今では長岡花火の名物となっています。

身近な法律相談

弁護士 徳吉 完

テーマ 『従業員の募集及び採用選考時に注意すべきこと』

採用選考時に注意すべきこと



あり、聞いてはならないとされています。

また、これらのほかにも、結婚・出産の予定や出産後も仕事を続けるかどうかといった質問は、セクハラにもあたり得るものであり、してはなりません。

もちろん、これらの質問のすべてが、ただちに違法や処罰の対象になるというわけではありませんが、こうした質問を行っていたことが明らかになれば、社会的評価の低下を招いたり、行政処分の対象となることもあり得ますし、もしこれらの質問に対する回答を理由に不採用とした場合には、損害賠償請求等の訴訟リスクも抱えることとなりますので、十分に注意して面接を行うようにしてください。



Q1 今般、当社では求人広告を出して従業員を募集、採用したいと考えていますが、どのような点に注意すべきでしょうか。

A 厚生労働省のホームページに、「採用・選考時のルール」が掲げられています。

ここでは、募集採用時について、「年齢に関わりなく均等な機会を与えなければならぬこと（年齢制限の禁止）」「性別に関わりなく均等な機会を与えなければならぬこと」「障がい者であることを理由に差別をしてはならず、合理的な配慮をする必要があること」とされています。

これらはいずれも法律で事業主に義務付けられているものですので、求人広告を出す際などはこれらを遵守する必要があります。

Q2 採用選考時に注意すべきポイントはどのような点でしょうか。

A 採用選考時には、

- ①応募者の基本的人権を尊重すること
- ②応募者の適性・能力のみを基準として行うこと

の2点を基本的考え方として実施することが大切だとされています。

言い換えれば、公正な採用選考を行うための基本は、

- ・応募者に広く門戸を開くこと

・本人のもつ適性・能力以外のことを採用の条件にしないこと
ということになります。

Q3 具体的に、採用面接で聞いてはいけないのはどんなことですか。

A これも厚生労働省のホームページに挙げられています。

- ①本人に責任のない事項
本籍、出生地、家族に関すること（職業・学歴・収入等）、住宅状況、生活環境、家族環境
- ②本来自由であるべき事項
宗教、支持政党、人生観、生活信条、尊敬する人物、思想、愛読書等

は就職差別につながるおそれがあります。



特集

一般社団法人 千葉南法人会 創立三〇周年記念

ごあいさつ



一般社団法人
千葉南法人会
会長 高橋 紀 男

一般社団法人千葉南法人会が創立30周年を迎えることとなりました。

これもひとえに日頃からご指導を頂いております税務当局、千葉県、千葉市、市原市、関係友誼団体、さらには最も重要な会の組織を構成し運営致しております方々である役員各位、及び会員の皆様のご支援の賜物であり、衷心より感謝申し上げます。

振り返りますと、昭和62年7月に千葉南税務署が開庁し、それに伴い法人会も千葉南税務署管内の会員が千葉東法人会より分離独立し、同年9月初代齋藤清吉氏のもと設立総会を開催し千葉南法人会が発足しました。引き続き同年10月に東京国税局より社団法人千葉南法人会として認可されました。

歴代の会長 齋藤清吉氏、松下總一郎氏、森和夫氏、田中篤氏、鈴木雅博氏、加藤庄司氏により堅実な運営がなされ組織も強固なものとなりました。

当時の国内情勢は、金融界において銀行

引き出しが総量規制による融資引き締め策から端を発した、バブル崩壊による長期化デフレにより地方の中小企業の集まりである法人会も常に危機感のある運営を求められてきました。

現在もリーマンショック後、長引くデフレの脱却の為に政府と日銀との金利引き下げによる強力な景気対策をアベノミクスが推し進めております。輸出関係の大手企業、代表的に自動車関連等が為替の差益と併せて史上空前の好況を作りあげておりますが、残念ながら地方の景気はいっこうによくならず、少子高齢化社会の人口減少が地方に及ぼす影響も計り知れず、景気の好転は生易しい物ではないと言えます。

一般社団法人に移行して早くも4年目、移行に際しては税務当局、千葉県、役員皆様の多大なるお骨折りを頂き今日に至りました。公益法人とは、公益事業を主たる目的としている法人であり、法人会は会員ののみならず不特定多数の人の利益を増進するという目的を持った団体です。

その中で千葉南法人会は、税知識の普及、納税意識の高揚に努め、税制・税務に関する提言を行い、もって適正・公平な申告納税制度の維持・発展と税務行政の円滑な執行に寄与するとともに、地域社会の健全な発展に貢献することを目的に活動しております。

租税活動の主役は青年部会の小学5年生・6年生を対象とした租税教室開催を中心に

「税金があるから僕たちも学校に来て勉強が出来るので、税樹があつて良かった・・・」さらに女性部会の税に関する絵はがきコンクールから、「みんなの幸せは税金から！」税金があるから今の暮らしができる！」等

小学生の税に関する素直な感性にふれてあらためて税の重要性を教えられる所です。税制改正では平成26年に消費税が5%から8%への改正があり私も会員企業にとつても厳しいものであると思います。

全法連アンケート調査では、地方経済と中小企業の活性化については、8割以上が景気回復を実感できていない状況にあります。しかしながら地方経済と中小企業の活性化なくして、我が国経済の再生はないと思います。

役員と会員が互いを尊重し合い、良き経営者としての自己研鑽を積み、地域全体の発展に寄与して頂き社会に貢献できますことを願っております。

関係者の皆様には尚一層のご指導をお願いいたしますと共に会員皆様のご健康とご繁栄を心からご祈念申し上げて挨拶とさせていただきます。

敬 具

創立三〇周年をお祝して



一般社団法人
千葉県法人会連合会
会長 大岩 哲夫

一般社団法人千葉南法人会におかれましては、このたび創立30周年をお迎えになり、誠にめでたく、先ずもって衷心よりお祝い申し上げます。

この度、創立30周年を記念し、「会報ほうじんかい」にて特集を企画されましたことは、その歴史を飾るにふさわしい誠に意義深いことと存じ、深く敬意を表する次第でございます。

貴法人会は、昭和62年9月に千葉東法人会から分割して千葉南法人会として新たに発足し、同年10月には早くも社団化を達成され、以来税務知識の普及や活発な社会貢献活動に鋭意ご尽力されました。創立以来30年の間、現会長の高橋会長をはじめ、役員は勿論のこと、歴代の役員の方々が、各種事業の整備拡大あるいは法人会組織の機能的活動のため特段のご苦勞を重ねられ、今日、会員数

2733社、会員加入率33・6%を獲得するなど、名実ともに充実した大法人会となりました。

また直近では、確定申告の時期に合わせ、確定申告及びマイナンバーのPR用マグネットシート（「国税庁ホームページで確定申告が作成できます」「申告書にはマイナンバーの記載が必要です」の文言を記載したシート）を、千葉県タクシー協会市原支部の協力のもと、タクシーの側面に貼って「走る広告塔」として広報活動を実施するなど、全国に範を示す取り組みを実践しております。このことは、千葉県の取組みを全国に知らしめる大変意義深いものであり、今後も大いに期待しているところでです。

どうぞ創立30周年を契機として、更に一層発展されますようお願い申し上げます。

さて、現在我が国の経済は、引き続き緩やかな回復基調にあるものの、デフレ脱却は不透明のままであり、個人消費は力強さを欠き、景気に弾みがつき難い状況のなかで、地域経済を牽引する中小企業を取り巻く環境は依然として厳しい状況にあります。

また、少子高齢化社会の到来により、持続可能な社会保障制度の確立に向けた財

政健全化が急務となっております。

こうした中で私ども法人会といたしましては、厳しい経済環境に対処しながら、より一層正しい税知識の普及や納税意識の高揚に努めるとともに、国税当局で推進しているe-Taxの普及を初めとした税務行政への一層のご協力を申し上げ、税のオピニオンリーダーとしての役割をしっかりと果たして行かなければならないと考えます。

終わりにあたり、一般社団法人千葉南法人会の今後の益々のご発展と、会員の皆様方のご隆盛を心から折念いたしました。創立30周年のお祝の言葉といたします。

30th



千葉県税務署
署長 本田 秀次

主催の「税に関する絵はがきコンクール」、青年部会主催の「租税教室」、税を考える週間での広報活動、タクシー装着用マグネットシートによるマイナンバーのPRなど、素晴らしい活動を継続されておられます。

一般社団法人千葉南法人在が「創立30周年」を迎えられたことに、心からお祝い申し上げます。当署も今年で設置から30年を迎えており、貴会の皆様と共に節目の年を迎えることは誠に感銘深いものがあります。

貴会の皆様には、常日頃から税務行政の円滑な運営につきまして、深いご理解と多大なご協力を賜っておりますことを、この誌面をお借りしまして、厚く御礼申し上げます。

顧みまずと、貴会は、昭和62年7月に千葉東税務署からの分割により千葉南税務署が設置されたことに伴いまして、千葉市東南部と市原市全域の会員が千葉東法人会から分離することにより昭和62年10月に設立されました。依頼、納税道義の高揚と税知識の普及を目的とする団体として活動されております。

貴会の活動内容を振り返ってみますと、税を通じた社会貢献活動や地域社会に密着した各種事業を活発に展開されておられました。特に、支部連合税務研究会をはじめとする各種研修会の開催、女性部会

これも、ひとえに高橋会長をはじめ歴代の会長、役員、会員の皆様並びに事務局の方々の永年にわたるご労苦の賜物であり、ここに深く敬意を表する次第です。

さて、最近の税務行政を取り巻く環境は、経済活動の国際化や高度情報化の進展などにより大きく変化しております。また、制度面においても、各種申告書等へのマイナンバーの記載が本格化しており、消費税の10%への引き上げと軽減税率制度の実施も平成31年10月に予定されております。

このような状況の中で、「納税者の自発的な納税義務の履行を適切かつ円滑に実現する」という私どもの使命を果たすためには、千葉南法人会の皆様のお力添えが、不可欠でございます。今後とも、更なるご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに当たり、一般社団法人千葉南法

人会が創立30周年を機に、ますます発展されますとともに、会員の皆様方のご健勝並びに事業のご繁栄を心より祈念いたします。お祝いの言葉とさせていただきます。



千葉県市原県税事務所
所長 一松 明美

心を持つ大変良い機会であり、非常に素晴らしい取り組みであると感心しております。加えて、昨年度、千葉県が実施いたしました、「個人住民税における特別徴収の「斉指定」につきましては、会報誌への掲載、ポスターの掲示、チラシの配付等、広く制度の周知にご尽力いただきまして、ありがとうございます。

おかげさまで千葉県の特別徴収率も格段に上がり、確実な税収確保につながるものと期待しているところです。

また、法人県民税、法人事業税の電子申告eLTAX(エルタックス)の利用促進につきましたも、機会あることに広報をしていただいておりますことに感謝申し上げます。今後とも国税のeTax同様、さらなるご協力をお願いいたします。

私ども県税事務所といたしまして、「公平な課税」「公正な徴収」の実現に向けて、日々精進してまいりますので、会員の皆様におかれましては、今後ともご協力よろしくお願いいたします。

結びに、一般社団法人千葉南法人会の更なるご発展と、会員の皆様のご健勝、ご事業のご繁栄を祈念いたしまして、お祝いの言葉といたします。

日ごとに寒さが増してまいります。今日この頃ですが、先日、事務所の旅行で訪れたした養老溪谷では、美しい紅葉と壮麗な滝の景色を満喫してまいりました。

この4月から市原県税事務所の所長としてまいりましたが、小湊鉄道にも初めて乗ることができ、市原の土地に親しみを覚えてきているところでございます。

さて、一般社団法人 千葉南法人在様におかれましては、創立30周年を迎えられたとのこと、誠にありがとうございます。

一口に30年と申ししても、高橋会長様をはじめ、会員の皆様のご努力は並々ならぬものがあつたことと存じます。

日ごろから、経営者の団体として、税知識の普及とともに、正しい申告指導、納税に対する啓もう活動等を通じ、地域社会に多大なる貢献をいただいております。

特に、「税に関する絵はがきコンクール」は今年、4回目となり、応募総数は3785枚と、益々盛況となり、作品も年々素晴らしいものが多くなっていると伺っております。

未来の納税者である子供たちが、税に関



創立三〇周年をお祝して



千葉市長
熊谷 俊人

この度、一般社団法人千葉南法人会におかれましては、創立30周年を迎えられましたこと、心からお祝い申し上げます。

貴会には、昭和62年10月の設立以来、「企業及び社会の健全な発展に貢献する納税者団体」としての理念のもと、正しい税知識の普及や納税意識の高揚のため、国税、地方税を問わず、制度改正などの各種説明会や研修会の開催、「税を考える週間」の広報活動のほか、未来を担う子供たちのために「租税教室」や「税に関する絵がきコンクール」を開催するなど、歴代会長をはじめ役員、会員皆様方のご尽力のもと、精力的な活動を続けられておりますこと、深く感謝の意を表します。

貴会が設立された昭和62年当時の千葉市は、人口が80万人を突破し、市税決算額が1000億円を超え、政令指定都市移行に向けて準備を進めておりました。

平成4年4月1日に全国で12番目の政令指定都市となり、6つの区役所を設置し、地域の振興、子育て支援・高齢者福祉の充実を図るとともに、道路・下水道などの都市基盤整備を進め、大都市として発展・成長してまいりました。

平成29年には、行政改革の大きな方針として、「市民に時間を返す」ため区役所窓口

業務改革に取り組み、1月に各区役所に必要な手続きを一括で申請できるワンストップ窓口を開設しました。また、10月には、「加曾貝塚」が貝塚では日本初となる国の特別史跡に指定されました。さらに、市税関係では、納税者の利便性の向上と口座振替の推進を図るため、パソコンやスマートフォンから口座振替の申込み手続きができる「Web口座振替サービス」を導入したところです。

今後の市政の大きな節目として、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会、2021年には市制施行100周年を迎えます。今後も、皆様とともに、魅力と活力にあふれるまちづくりに取り組んでまいります。

さて、千葉市は昨年9月に「脱・財政危機」宣言を解除しました。平成21年10月に宣言を発してから、大型開発や既存事業の見直し、職員の給与削減、企業誘致などによる歳入の確保、民間機能の活用やLED化による電気料金などの創意工夫による歳出の削減などを一つひとつ徹底的行ってきた結果、財政危機状態を脱したものと判断し、宣言を解除したものです。

危機的な状態は脱したものの、依然として収支状況は厳しく、今後も市民の皆様からお預かりした税金を1円でも有効に活用するため、財政健全化に取り組む一方、未来への投資を着実に実行し、千葉市の持続的な発展につなげていきたいと考えておりますので、皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、一般社団法人千葉南法人会の今後ますますのご発展と会員皆様のご健勝を祈念いたしました。お祝いの言葉といたします。



市原市長
小出 譲治

一般社団法人千葉南法人会が、創立30周年の記念すべき節目を迎えられましたこと、心よりお喜びとお祝いを申し上げます。

千葉南法人会におかれましては、「よき経営者をめざすもの団体」として、納税意識の向上と企業経営及び社会の健全な発展に貢献することを基本指針とされ、中小企業経営者の自己啓発への支援のほか、税務当局との連絡調整を保ち、納税者と税務当局との相互理解の醸成に努められております。

また、税の啓発事業として、新設法人説明会をはじめ、租税教室や税に関する絵がきコンクールの開催、更には税の広報事業として納税表彰式を行うなど、社会の各層に対して、広く税務知識の普及と的確な情報発信を通じ、公正な税制と円滑な税務行政の執行にご寄与いただいております。高橋会長をはじめとする歴代の会長並びに役員及び関係者の皆様による、30年もの長きにわたる、地域に密着した社会貢献への真摯な取り組みに対しまして、深く敬意を表する次第であります。

さて、現在、我が国では本格的な人口減少・超少子高齢化社会の到来により、社会経済情勢は、大きく変化しており、これは

当地域においても例外ではございません。

また、日本の経済を支える東京湾臨海部の石油関連産業を中心とした各企業の皆様には、国際競争激化の影響もあり、市原市においては産業構造の変化や、市税収入の減少、更には社会保障関連経費の増大による財政状況の悪化など、これまでの考え方は通用しない、様々な課題に直面しております。

このような厳しい時代に対応するため、市原市では「変革と創造」を基本理念とする新たな総合計画によるまちづくりが、この4月からスタートしています。

これまでの延長線上ではない、新たな未来を切り拓くためには、自主財源としての市税の役割はますます重要なものとなってまいります。

納税者からの理解と信頼をいただきながら、「適正かつ公平な課税」を行い、歳入の確保に努めていくことが私たちの責務であると認識しておりますので、法人会の会員の皆様には、引き続き、税務行政に対するご理解とご協力をお願い申し上げます。結びに、千葉南法人会の益々のご発展と、会員法人の事業の一層のご繁栄を心から祈念申し上げます。お祝いの言葉とさせていただきます。





青年部会の誕生



初めての簿記講座開講



浜野玉姫殿において設立記念式典

千葉南法人会三〇年のあゆみ

昭和62年 7月	昭和63年 1月	昭和63年 1月	昭和63年 1月	昭和63年 1月	昭和63年 11月	昭和63年 10月	昭和63年 9月	昭和63年 9月	昭和63年 5月	昭和63年 5月	昭和63年 5月	昭和63年 3月	昭和63年 3月
千葉南税務署開設	千葉南税務署開設に伴い、千葉東法人会の千葉市東南部（今井・蘇我・浜野・白旗・松ヶ丘・菅田・土気等53町）と市原市全域の会員が分離独立して、初代会長齋藤清吉氏のもと3323社の会員で千葉南法人会が発足した	東京国税局より社団法人として認可を受け、社団法人千葉南法人会となる	管内を6支部連合・34支部に編成	源泉部会を創設	初代部会長に越部平八郎氏就任	婦人部会を創設 初代部会長に松下邦子氏就任	青年部会を創設 初代部会長に加藤庄司氏就任	青年部会第2代部会長に高田茂氏就任	青年部会第3代部会長に小泉全治郎氏就任	消費税率5%	消費税率5%	消費税率5%	消費税率5%
千葉南法人会 年賦	税制の動き	その他	消費税率5%	消費税率5%	消費税率5%	消費税率5%	消費税率5%	消費税率5%	消費税率5%	消費税率5%	消費税率5%	消費税率5%	
千葉南税務署設置 千葉南法人会設立	日経平均株価最高値（38915円）	湾岸戦争勃発	平成不況始まる	地価税創設 法人特別税創設 過少資本税制創設	法人臨時特別税創設	消費税率5%	消費税率5%	消費税率5%	消費税率5%	消費税率5%	消費税率5%	消費税率5%	

税を考える週間 PR

納税表彰式

社団化許可書交付





役職員合同研修会



新春賀詞交歓会
社団法人 千葉県連合会



婦人部会の懇談研修会

平成17年 5月	平成17年 5月	平成17年 4月	平成15年 5月	平成14年 5月	平成13年	平成12年 5月	平成12年 5月	平成11年 5月	平成10年 5月	平成9年	平成8年 5月	平成7年	9月
女性部会第3代会長に増田照子氏就任	第3代会長に森和夫氏就任	管内を6支部連合・31支部に再編	青年部会第7代会長に菊岡文夫氏就任	女性部会第2代会長に大浦サトエ氏就任		青年部会第6代会長に山内一信氏就任	源泉部会第2代会長に鈴木雅博氏就任	第2代会長に松下總一郎氏就任	青年部会第5代会長に川上主介氏就任		青年部会第4代会長に野中久義氏就任		婦人部会の名称を女性部会に改める
			相続時精算課税制度の導入 金融所得課税の一体化 (20%定率課税、特定口座制度)	連結納税制度の導入	企業組織再編税制の整備		有価証券取引税廃止 株式譲渡益課税の適正化 所得税最高税率引下げ、定率減税		地価税停止	消費税5% (地方消費税創設)	ストックオプション税制の整備	所得税の先行減税	所得税の特別減税 相続税の減税
					中央省庁再編 米国で同時多発テロ発生	介護保険スタート	単一通貨ユーロ誕生	長野冬季オリンピック	金融システム改革法の整備 (日本版金融ビッグバン)	アジア通貨危機 北海道拓殖銀行、山一証券破綻		阪神・淡路大震災 超円高(1ドル79円75銭)	

全国青年の集い



地域社会貢献活動



青年部会確定申告 PR





記念講演会 講師 武田邦彦氏

記念講演会 講師 山口義行氏

記念講演会 講師 平山善吉氏

平成29年 5月	平成28年	平成27年 5月	平成26年 7月	平成25年 5月	平成25年 5月	平成25年 5月	平成23年 5月	平成21年 5月	平成20年	平成19年 5月	平成18年
青年部会第12代部長に猪狩久仁男氏就任		女性部会第5代部長に中村静子氏就任	青年部会第11代部長に若菜智一氏就任 女性部会第1回638枚応募 開始。第1回「税に関する絵はがきコンクール」	青年部会第10代部長に安田昌佐都氏就任	女性部会第4代部長に田中みつ子氏就任	第7代会長に高橋紀男氏就任	青年部会第9代部長に水野浩利氏就任	第6代会長に加藤庄司氏就任	第5代会長に鈴木雅博氏就任	青年部会第8代部長に山田宏氏就任	第4代会長に田中篤氏就任
	マイナンバー利用開始	マイナンバー通知開始 相続税の基礎控除額の改正	消費税8% NISA開始					事業承継税制の整備	公益法人関係税制の整備	三位一体改革に基づく国から 地方への本格的な税源移譲 リース取引関連税制の整備	
		総人口初の減少					東日本大震災 31年ぶり貿易赤字	裁判員制度スタート	リーマンショック 日経平均株価最安値(6994円)	新信託法施行	会社法施行

会員交流会 国会議事堂にて

会員交流会 富士山五合目にて

会員交流会 日の出栈橋にて



承認納税者団体として、企業に記帳と適正な納税制度の普及を図るとともに租税に関する調査研究を行い、もって公平な 税制と円滑な税務行政の確立、企業経営の健全な発展、地域社会への貢献を目的とし幅広い事業活動を行っております。尚、国の公益法人制度改革に基づき平成26年4月1日より一般社団法人 千葉南法人会として従来の税に軸足をのいた事業を踏襲し活動しています。

会員数 平成29年3月末 / 2,758 社
 役員数 会長、副会長：4名、常任理事：12名、理事：39名
 合計56名
 監事 3名
 相談役 4名
 職員数 3名
 法人会主要事業

1. 税制改正要望事業

※中小法人の要望事項をまとめ国へ要望書を毎年提出

2. 企業に対する税知識・会計処理の普及事業

- ① 改正税法説明会
- ② 決算期別法人説明会
- ③ 新設法人説明会
- ④ 年末調整説明会
- ⑤ 簿記講座
- ⑥ パソコン講座
- ⑦ 税務会計セミナー
 (法人税・消費税入門・改正講座、法人税申告書作成講座)
- ⑧ 国税電子申告制度の普及
- ⑨ 税務・経営・法律無料相談
- ⑩ その他県税・市税、社会保険・労働保険関係の知識普及

3. 租税教室の開催

- ① H23. 6月 市原市立有秋東小学校
- ② H23. 10月 千葉市立蘇我小学校
- ③ H24. 6月 市原市立千種小学校
- ④ H24. 10月 千葉市立宮崎小学校
- ⑤ H24. 11月 市原市立姉崎小学校
- ⑥ H25. 10月 市原市立京葉小学校
- ⑦ H25. 11月 千葉市立松ヶ丘小学校
- ⑧ H26. 10月 市原市立ちはら台桜小学校
- ⑨ H26. 11月 千葉市立生浜西小学校
- ⑩ H27. 10月 千葉市立あすみが丘小学校
- ⑪ H27. 12月 市原市立五井小学校
- ⑫ H28. 6月 千葉市立金沢小学校
- ⑬ H28. 10月 千葉市立小谷小学校
- ⑭ H28. 11月 市原市立有秋東小学校
- ⑮ H29. 10月 千葉市立おゆみ野南小学校
- ⑯ H29. 11月 市原市立水の江小学校

4. 税に関する絵はがきコンクール

- ① H29. 対象 千葉南税務署管内：68校
 小学生4・5・6年生
 本年度 応募：3,785点 / 入選：192名 / 特別賞：21名
 昨年度 応募：3,556点 / 入選：186名 / 特別賞：21名

5. 地域社会貢献活動

- ① H 9. 高齢者福祉交流事業
- ② H 10. 交通安全運転啓蒙事業
- ③ H 11. 高齢者福祉交流事業
- ④ H 12. 社会福祉協力事業
- ⑤ H 13. 地球環境保護事業
- ⑥ H 14. 市民の為の環境整備事業 (市原市文化の森)
- ⑦ H 15. 市民の為の環境整備事業 (市原市文化の森)
- ⑧ H 16. 青少年育成の為の院内学級整備事業 (千葉県こども病院)
- ⑨ H 17. 青少年育成の為の院内学級整備事業 (千葉県こども病院)
- ⑩ H 18. 青少年育成の為の院内学級整備事業 (独立行政法人千葉東病院)
- ⑪ H 19. 青少年育成の為の院内学級整備事業 (独立行政法人千葉東病院)
- ⑫ H 20. 青少年に対する環境保護研修事業 (市原市立石塚小学校)
- ⑬ H 21. 青少年に対する環境保護研修事業 (市原市立国分寺台小学校)
- ⑭ H 22. 青少年に対する環境保護研修事業 (市原市立姉崎小学校)
- ⑮ H 23. 青少年に対する環境保護研修事業 (市原市立牛久小学校)
- ⑯ H 24. 青少年に対する環境保護研修事業 (千葉市立菅田小学校)
- ⑰ H 25. 青少年に対する環境保護研修事業 (市原市立明神小学校)
- ⑱ H 26. 青少年に対する環境保護研修事業 (千葉市立生浜小学校)
- ⑲ H 27. 青少年に対する環境保護研修事業 (市原市立辰巳台東小学校)
- ⑳ H 28. 青少年に対する環境保護研修事業 (千葉市立菅田東小学校)
- ㉑ H 29. 青少年に対する環境保護研修事業 (市原市立若葉小学校)

6. 企業に対する支援を目的とした事業

- ① 法人会ビジネスローンの普及 (通常金利より低い利率の融資斡旋)
 ※千葉銀行・千葉興業銀行・京葉銀行・千葉信用金庫
- ② 全法連福利厚生制度の普及 (経営者・従業員向けの保障制度の普及)
 ※大同生命保険(株)・A I U損害保険(株)
 ・アメリカンファミリー生命保険会社
- ③ 税務・経営無料相談 (顧問税理士による相談会の開催)
- ④ 法律無料相談 (契約弁護士による相談)
- ⑤ 生活習慣病健診の開催 (日帰り人間ドック方式の健診を斡旋)

7. 法人に対する教養・知識の向上、会員相互の交流を目的とした事業

- ① 講演会
- ② 国内・海外研修旅行
- ③ チャリティゴルフ大会、ボーリング大会
- ④ その他法人親睦事業 (納涼会等)

8. 法人に対する情報提供

- ① 機関紙「ほうじんかい」の年4回発行・配布
- ② 全国法人会総連合編集「ほうじん」の年4回配布
- ③ 各種税務テキストの配布
- ④ 割引協賛店の普及

会員交流会 皇居にて



会員交流会 元町ベイエリアにて



会員交流会 スカイツリーにて



第26回役職員研修会 東天紅千葉スカイウィンドウズ店



研修中の役員

平成29年度第26回役職員研修会が9月15日、東天紅千葉スカイウィンドウズ店で開催された。
研修会に先立ち本年度の地域社会貢献活動において、市原市立若葉小学校の鶴岡みつ子校長から高橋紀男会長に感謝状が贈られた。
今年の講演第一部は千葉南税務署・本田秀次署長による「どうなる日本！これからの財政と税」で、2部は元NHK科学・環境番組部専任ディレクターの北折一氏による「健康情報の読み方・伝え方」。
本田署長は「国の借金は年々増え続けています。平成29年度の借金残高は約865兆円と見込まれ、これは税収の約15年分にも相当します」と財政の現状を説明する。

この借金増大の理由として「ほかの主要先進国よりも急速に高齢化が進み、年金・医療・介護などの給付水準が増加し続けていることを挙げられます」と話し、「このままでは将来の世代に大きな負担を残すことになります」と続ける。1965年の65歳以上1人に対して20〜64歳は9・1人であったのに比べ2016年は2・0人、2050年の試算は1・2人となり1人あたりの負担の大きさを指摘。その改善方法として「社会保障と税の一体改革」を挙げ、「誰もが課税の不公平感を持つことがないよう、的確な指導や調査を行い、「正直者」をいかに増やすかが国税庁の使命と考えます」と締めくくった。

とても大切だが少し堅い話から打って変わって2部の講演は北折氏の興味深いダイエットのお話。いやダイエット方法など健康情報をいかに正しく、理解するかというお話。NHKの人気番組「ためしてガッテン」の制作に18年も携わっていたという北折さん。「マスキミは皆さんの健康を願っているのではありません。売れさえすればいいのです」とメディアの巧妙な手口に惑わされないようにと呼びかける。クイズ形式で参加者の注意を引きつけながら、自身も体験したというダイエット法を伝授。楽しみながら時間をかけてやることを勧め、即効性のあるダイエットなどがないと注意を促す。「メタ

栄えある表彰おめでとうございます

11月16日(木)JFEみやぎき倶楽部において、本年度の納税表彰式が挙行され、当会関係として8名の方々が表彰されました。

表彰された方々は納税道義の高揚と税務知識の普及に貢献されるなど、永年にわたり税務行政に積極的に協力してこられた功績が高



第1講座講師の
千葉南税務署
本田秀次署長



第2講座講師の
元NHK科学・環境番組部
専任ディレクター
北折一氏

ボになったお腹の脂肪は、美味しいものだけを食べてできたのではない。どうでも良いものが主」と賢く食事を摂る重要性も指摘する。「経営者として社員の健康管理は必須。健康であれば医療費が軽減し、労災も減る」と説いた。
その後「税務署との連絡協議会」が別間で開かれ、来賓紹介に続き乾杯の後はそれぞれ挨拶を交わすなど歓談のひとときを過ごした。

く評価され栄えある表彰を受けられました。
また、11月7日(火)当会時田副会長が栄えある東京国税局長表彰を受彰されました。

●東京国税局長表彰受彰者
副会長 時田 計代 源総業(株)

●千葉南税務署長表彰受彰者

- 理事 水野 浩利 水野運輸(株)
- 理事 城 義博 御博多ハウジング
- 理事 高石 泉 旬たかしビル
- 理事 越部 圓 (株)越部
- 千葉南税務署長感謝状受彰者
- 常任理事 秋庭 重樹 (株)マルハチ
- 理事 若菜 智一 有太陽工務店
- 理事 中村 静子 旬八幡屋商店
- 元理事 笠原 貞子 (株)開運



納税表彰式で受彰者記念撮影



大会会場前にて記念撮影

11月10日(金)高知県立県民文化ホールで開催された第31回全法連全国青年の集い高知大会に参加しました。大会では式典等に参加し、例年行われている租税教室の優秀事業の発表やタレント間寛平氏の記念講演など盛りだくさんのイベントがあり有意義な大会参加となりました。

11日は舞台を神戸に移し、生田神社参拝、UCCコーヒー博物館見学、神戸名物「神戸牛ステーキ」に舌鼓し参加者全員神戸を満喫することができました。

青年部会

第31回 全法連全国青年の集い高知大会参加

11月10日(金)・11日(土)

高知県立県民文化ホール

10名

女性部会

税を考える週間
街頭PR活動に参加

11月12日(日) 5名

11月12日(日)市原市農林業まつり会場にて開催された千葉南税務署管内納税6団体主催の税を考える週間街頭PR活動に高橋会長と女性部会役員が参加した。

当日は千葉南税務署員にも参加頂き、「千葉南税務署からの平成29年分確定申告のお知らせ・未成年飲酒防止PR・税金クイズ」を多くの方に配布でき大変有意義なPR活動となりました。



参加者で記念撮影



PR中の女性部会員



神戸税務署にて記念撮影

毎年恒例になっている課外研修会を9月13日に首相官邸と国立科学博物館特別展「深海2017」見学で開催いたしました。首相官邸では内閣組閣や改造時に記念写真を撮る階段や官房長官が記者団よりインタビューされる部屋を見学しました。

次に国立科学博物館特別展「深海2017」では、日本の深海探査の変貌を学ぶことができました。今回も日頃体験できない研修となり参加した部会員より「来年も是非参加したい」との声がありました。



首相官邸にて記念撮影

源泉部会課外研修会

首相官邸と国立科学博物館特別展「深海2017」見学

9月13日(水)

12名

第15回 青年部会租税教室

千葉市立 おゆみ野南小学校

千葉南法人会青年部会による第15回租税教室が10月13日、緑区おゆみ野のおゆみ野南小学校で開催された。この活動は小学生にビデオ映像やクイズで楽しく「税金」について考え、その必要性を学んでもらおうというもので年間数回千葉市、市原市の小学校を訪れ実施されている。同校は2005年に創設され、打ちつばなしコンクリートの近代的な校舎(千葉市優秀建築賞受賞)がひととき目を引く。また太陽光発電やトイレの雨水利用、センサー付き照明、などのエコ対応がいたるところに見受けられた。特に太陽光発電は160枚の太陽電池を設置、年間発電量は約2万キロワット。これは灯油280缶分になるという。



研修中のおゆみ野南小学校の児童

法人会の小河原運営専務の司会で

始まり、鶴岡校長が「皆さん年貢米って知っていますか。授業で習ったと思いますが、あれも税金です。今日はその税金について法人会の皆様に詳しく教えていただきます。しっかり学んでください」と挨拶、6年生5クラス168人の児童に呼びかけた。続く高橋会長は「法人会というのは全国に100万の数を数える会社の社長さんたちの集まりです」と児童たちに説明、「どうぞ楽しんで学んでください」と挨拶した。教室では社会に生きている私たちの税金について「税金はなぜ必要なのか」「主な税金の種類と仕組み」をテーマに手作りボードや地図記号パネルを使った説明と「マリンとヤマトの不思議な日曜日」のビデオ上



パネルによる公共施設の説明

映が行われ、目と耳でわかりやすく「税金の仕組み」を解説した。ビデオでは、マリンとヤマトが公園でネコに怯える妖精を助けたことからお礼に3つの願い事を聞いてくれること。おもちゃを買うにも消費税がかかり「面倒で嫌だ」と考えた二人は「税金をなくしてほしい」と頼む。画面には税金がなくなつた社会での様々な出来事が映し出される。火事に見舞われ助け出されても、その後大金を要求されることや、困って警察に駆け込んで、相談や道案内にも料金が請求される。公共施設も資金不足で荒れ放題。困り果てた二人は妖精を探し出し、2つ目のお願いに「元に戻して」と頼む。そして3つ目には被害親子に大きな負担のかかる冒頭の火事をなかつたことにもなった。

休憩時間には税務署から持参した1億円が入ったケースが二つ披露され、瞬く間に黒山の人だかりとなつた。札束を両腕に抱える者、撫でさする者。一生のうちに一度目にできるかどうかの光景に興奮を隠しきれなかった。その後プロジェクトで税金の種類と流れを学び、消費税25パーセントという北欧の例が紹介された。「サービスが充実していて国民の不満が少ない」ことなどを興味深く聞いていた。最後に意外と知られていない「お年玉に税金はかかるか」「ノーベル賞には？」などのクイズで、税金とはどういうものかをしっかり確認することができたようだ。



パワーポイントによる「税金の仕組み」の解説

「今日の租税教室で学校など公共施設が国税で作られていることがよくわかりました。そのことをいつも考えながら利用したいと思えます」と児童代表の謝辞があり、学校には記念品、参加児童には一人ひとり文房具が手渡された。



参加者全員で記念撮影



女性部会

第2回 税務研修会、
本田署長との懇談会、
部会員交流会

去る9月21日東天紅千葉スカイウインドウズ店を会場に「税務研修会」「本田署長との懇談会」「部会員交流会」と題し、3部構成で女性部会を開催致しました。

第1部 税務研修会

千葉南税務署副署長 千葉隆史様をお迎えし「税務行政を考える」と題し講演していただきました。

税とは私達が健康で文化的な生活を送る為の「会費」である事、今話題になってきている消費税はすべて社会保障に向けられている事、そして現在の税収等では歳出全体の2/3程度しか賅えていなく、残り1/3は借金(公債金)に依存していて将来世代へ付けを回している現実等、資料参考に解りやすく講演していただきました。



第2回税務研修会講師の
千葉南税務署 千葉副署長



懇談中の千葉南税務署 本田署長

第2部 本田署長との懇談会

去る7月に千葉南税務署長として着任されました本田秀次様をお迎えし出身地、経歴、趣味等の質問に対しユーモアたっぷり人に引き込む話術で返答され、その人柄に親近感を感じました。その源はきつと毎朝5時に起きて1時間のウォーキングを重ね、スキー等の趣味を多く持ち、食事に気をつけ「健康第一、明るく元気に」「出逢いの大切さ」「問題意識、発想力」を目標に掲げ、日々努力されていることの証しを実感しました。

又、女性会に期待することは健康元気で活躍すること、絵はがきコンクール等の活動に対し、感謝すると同時に、これからは租税教室にも取り組んでほしいと締め括りました。



研修中の女性部会員

第3部 部会員交流会

千葉南税務署の署員の方々と共に第1部、第2部の公演の続編話に花が咲き、より一層交流を深める会となりました。



研修中の女性部会員

税を考える週間
終わる



支部連合別税務研修会受講風景

国税庁が毎年開催している税を考える週間(11月11日(17日)は、国民各層により税の仕組みや目的を考えてもらう為、各種行事を全国的に実施しているものであります。当会においても地区別税務研修会・女性部会による税を考える週間PR活動等を積極的に実施し税知識の普及に努めました。

地区別税務研修会には、今年法人会にご加入された新入会員の皆様にも多数参加頂き、会員相互の交流の場として参加者より好評を頂きました。

松ヶ丘支部 秋の会員交流会

「第5回和飲パーティー」開催

11月24日(金)「日本橋かなえや」

参加者 22名

去る11月24日(金)今年で5回目を迎える松ヶ丘支部主催 秋の会員交流会「和飲パーティー」を今年千葉県市富士見町にある日本橋かなえやにて22名参加により開催しました。この交流会は同じ会員企業でありながら日頃交流できない会員相互の交流を目的に開催しております。今回もボジョレーヌーヴォー解禁直後の開催となり盛況な会となりました。



交流会風景



交流会風景



参加された会員の方々



参加された会員の方々

第3支部連合 会員交流会

古都鎌倉散策と 新江ノ島水族館見学

10月20日(金) 参加者: 10名

去る10月20日(金)第3支部連合(八幡・八幡北・八幡西・菊間・市原・市津支部)では会員相互の親睦と法人会PRを兼ね古都鎌倉散策と新江ノ島水族館見学により会員交流会を開催しました。古都鎌倉では竹林で有名な報国寺で竹がおりなす自然の造形美を満喫し、新江ノ島水族館では相模湾の環境を再現した巨大な相模湾大水槽を見学し、大人の遠足を楽しむことができました。



参加された会員の方々

第4支部連合 会員交流会(五井地区)

築地場外市場・シンフォニーランチクルーズ・

大相撲9月場所めぐり

9月11日(月) 参加者 43名

五井地区では今回も話題のスポットめぐりとして築地場外市場散策・お台場やデイズニールゾートを洋上から眺めるシンフォニーランチクルーズ・大相撲9月場所観戦により会員交流会を開催しました。久々に日本人横綱が誕生した大相撲9月場所観戦では迫力のある取組みに大きな声で応援する会員が出るほど盛り上がり、割烹吉業に舞台を移動しての「特製ちゃんこ」の夕食会では大相撲の雰囲気と風情

を胃袋で堪能し、参加者にとって大変有意義な交流会となりました。

会社訪問



代表取締役
笹原 孝志

株式会社 笹原工務店

おかげさまで、設立五〇周年

弊社株式会社笹原工務店は、昭和42年に設立以来、本年度で設立50周年を迎える事が出来ました。これもひとえにお客様、地域の皆様、協力会社の皆様の多大なる御指導、ご協力の賜物と私を含め社員一同感謝しております。

そしてこのたび、設立50周年記念事業といたしまして、市原市ちはら台に新本社を建設、移転いたしました。

新本社は、ちはら台駅より徒歩3分という好立地の場所にあり、鉄骨造2階建て、敷地面積844平方メートル、延べ床面積780平方メートルで主に打合せ室、大会議室を備え、広々としたスペースを確保した事務所としてお客様、協力会社の皆様により良い形で活用が出来るようになりました。

新本社を軸に広く営業活動をし、地域N.O.1企業を目指し、安心安

全な町づくりの一端を担えば幸いですと考えております。

現在、社員も増え建設業にとって一番大切な安全に対するスキルアップの為、安全に特化した社員を迎え入れ、無事故無災害と常に心がけ、社員一丸となって挑戦し続けています。

業務としては、公共工事、保育園・老人施設などの福祉事業、地域のリフォーム事業、臨海部企業様の工場整備関係、ドラックストアなどの店舗建築、マンション・テナントビル建設など多くのお客様に支えられながら事業を邁進しております。

私共は、建設業を通じて社会貢献の出来る企業を常に心がけていく所存でございますので、今後共格別のご指導、ご厚情を賜りますよう、心からお願ひ申し上げます。



おかげさまで、設立50周年

地域の未来を技術と信頼で繋ぐ

ホームページ <http://www.sasahara-k.com>



株式会社 笹原工務店

「安心・安全」を常に心掛け、社会貢献のできる企業を目指しています

〒290-0002 千葉県市原市大厩1337番地2

TEL 0436-74-1421(代) FAX 0436-74-1422

テーマ 『大人用のおむつ』

日本社会も超高齢化社会と言われ、読者の方々も近い将来、遠い将来に関わらずその仲間入りをされると思っています。今回の健康シリーズは、いずれお世話になる可能性が高い「大人用紙おむつ」について紹介します。

大人用紙おむつの国内販売額は、平成27年度は600億円を超え、乳幼児用紙おむつをわずかに抜いた市場になりました。一口に介護用おむつ、失禁ケア用品といっても様々なタイプがあります。くしゃみや力んだ拍子に起こる微妙な尿漏れをケアする失禁ライナーから、立ち上がって脱ぎはき出来るパンツタイプ、寝たままで交換の出来るテープタイプ等々、商品化されています。そこで、どの様な商品があるのか、簡単に説明します。

● パットタイプ

下着またはパンツタイプ、テープタイプと一緒に使います。交換がラクで経済的なのが特長。下着が少し濡れる程度の軽失禁に対応した小型なものから、夜間など尿量の多いとき用の大きなものまで、さまざまな種類があります。

● パンツタイプ

下着のように履くタイプで、利用する方の心理的な抵抗感が比較的小さいのが特長。下着感覚の薄型タイプから、しっかりと吸収する厚型タイプまで、尿量

に合わせてさまざまな種類があります。テープタイプに比べると蒸れにくく、介助があれば歩ける方、介助があれば立ったり座ったりすることが出来る方にオススメです。

● テープタイプ

後ろから前にテープで固定するタイプです、介護者の手助けがないと装着するのが大変ですが、装着すれば寝ている状態でもモレにくく、寝たきりの方などにオススメです。

このように、大きく3つのグループに分けることができます。それぞれ、自分にあった商品を選ぶのがコツですが、どのタイミングで使用を始めるのかも重要です。使用する方にとっては、はじめて使う大人用紙おむつですが、人間の尊厳にもかかわることです。ご本人もさることながら、ご家族の方の対応も重要です。どのようなケアをすればよいかとまどってしまうものですが、おむつを使用される方の

意思を尊重しながら、介護する方にとってもより快適にケアができるよう心掛ける必要があります。排泄ケアは、生きていく上で必要不可欠な生理現象です。そのことを忘れずに、対応して頂ければいいのではないのでしょうか!!

*大人用紙おむつは、各メーカーのホームページ(ユニ・チャーム白十字等々)に詳しい内容が動画を使って説明されています。時間がある方は、「大人用紙おむつ」で検索してみてください。



新産業展望シリーズ

石井商事株式会社 石井 一行

「果菜の善し悪しの見分け方」

人は誰でも健康で穏やかな人生を全うしたいと願っていますけれども、なかなかそうはいかないのがこの世の実情です。健康を維持する秘訣の

うまい、まずい、苦い辛い、食べ物を食べた時にチクチクするイガイガする、ビリビリする、色んな感覚を私たちは持っています。

うになってしまった。このようにも考えられるのです。残留農薬は勿論ですが、窒素肥料のやり過ぎによる残留窒素も問題になっています。脳溢血などの原因とも言われています。

これらの果菜は、なかなか店頭では見分けはつきません。まずはご自身の味覚感覚を向上させること。それは小さい頃、

野山で摘んだ果菜の野趣溢れる味を思い起こす事です。

信じられないかもしれないけれど、今、小さいお子さんはメロンやイチゴが嫌いです。高級フルーツなのに嫌がって食べません。

野菜嫌いの子ども達もたくさんいます、それはなぜでしょう、早い話おもしろくないから、さらには、体が受け付けられない、体に害があるから子供たちは自然と拒否するよ

間が生物として体に摂取するものが、菜なのか毒なのか良いものなのか悪いものなのか自分で判断できる生存能力から芽生えてきたものです。人間には毒物感知能力がある

が食べ物です。食べることによって人は生きていますから、どんなものを食べるかによってその人の生活が変わってきます。

ところが現代の社会では様々な加工食品がたくさんあって一体全体どれを、どんな食べ物を食べたらいいのかさっぱり分かりません。目から、耳からいろんな健康に関する情報が飛び込んでくる飛び込んでくる日々です。

そんな中で信じられるのは、やっぱり自分の舌でしょう。味覚や嗅覚、触覚など、食べ物の良い悪いを判断する能力を生物としての人間は本来備えているはず

信じられないかもしれないけれど、今、小さいお子さんはメロンやイチゴが嫌いです。高級フルーツなのに嫌がって食べません。

野菜嫌いの子ども達もたくさんいます、それはなぜでしょう、早い話おもしろくないから、さらには、体が受け付けられない、体に害があるから子供たちは自然と拒否するよ



事業鑑定士 天満由美子の健康運

(平成30年1月~3月)

「慎重にコツコツすすんでいきましょう」

♈ おひつじ座 (3/21~4/20)

常にバランスに注目して行動してみましょう。ピラティス、整体、矯正治療など身体の軸を整えるような健康法が特に効果的な時期ですよ。

♉ おうし座 (4/21~5/21)

少しでも気になることがあれば、しつこいぐらいに質問してみましょう。鶏呑みにするのはなく、胸に落ちるまで話すのがいいでしょう。

♊ ふたご座 (5/22~6/21)

疲れを感じたら生活習慣を見直すチャンス。薄々気が付いていた悪習慣はこの辺で断ち切れそうです。身体が軽くなる感じを大切にしてください。

♋ かに座 (6/22~7/23)

身近な場所で行われるイベントなどに足を運んでみましょう。新たなアイデアや気づきの可能性が。心身のリフレッシュ効果に期待大。

♌ しし座 (7/24~8/23)

良く考えてから行動する、といったことが必要になってきます。勢いで乗り切っていた習慣は改めて、理に通っているか考えてから行動を。

♍ おとめ座 (8/24~9/23)

いつもとは違うところに不調が出るかもしれません。焦らずに専門家に相談してください。かすかな違和感を大事にして対応しましょう。

♎ てんびん座 (9/24~10/23)

並行して進めて半端になりそうです。今はひとつを完遂してから次に手を付けましょう。そうすれば忙しい時でも心に余裕が生まれます。

♏ さそり座 (10/24~11/22)

うっかりして崩した体調がずるずると悪化する傾向です。慎重に生活しましょう。身体を温める行動を心掛けると免疫力を高められます。

♐ いて座 (11/23~12/22)

寒さが緩み始めたとき、油断大敵。特に喉まわりの不調はこじらせがちなので注意して下さい。乾燥続きで弱っているのに潤いに留意。

♑ やぎ座 (12/23~1/20)

予定等が急に変わることによりあまり気を留めないほうがよいです。自分の力でどうにもならないものは気にしない、ということも必要です。

♒ みずがめ座 (1/21~2/19)

外出の際にはいつもより少し慎重に行動しましょう。細い道より大きな歩きやすい道を選ぶなど、小さいことに注意して怪我を防止しよう。

♓ うお座 (2/20~3/20)

どうしても一つしか優先できないなら、それは「健康」ではないでしょうか。失って一番手痛い思いをするはず。大事にしましょう。

1月

■ 新設法人説明会

日時：平成30年1月17日(水) 午後1時30分～午後4時
 会場：宮崎公民館
 内容：会社の誕生と税金について
 講師：千葉南税務署 法人課税第一部門審理担当官他、
 千葉県税理士会 千葉南支部税理士

■ 決算期別法人説明会

日時：平成30年1月12日(金) 午後2時～午後4時
 会場：サンプラザ市原
 内容：決算や申告にあたっての留意事項
 講師：千葉南税務署 法人課税第一部門審理担当官他、
 千葉県税理士会 千葉南支部税理士

3月

■ 決算期別法人説明会

日時：平成30年3月13日(火) 午後2時～午後4時30分
 会場：五井グランドホテル
 内容：決算や申告にあたっての留意事項
 講師：千葉南税務署 法人課税第一部門審理担当官他、
 千葉県税理士会 千葉南支部税理士

■ 新設法人説明会

日時：平成30年3月7日(水) 午後1時30分～午後4時
 会場：宮崎公民館
 内容：会社の誕生と税金について
 講師：千葉南税務署 法人課税第一部門審理担当官他、
 千葉県税理士会 千葉南支部税理士

新入会員のご紹介

新しく会員になられた皆さんです
 — よろしく願い致します。 —

アドバンスシステム株式会社	千葉市中央区白旗 2-2-7	043-235-8451	管工事業・塗装工事業	白旗
株式会社金田工業	千葉市中央区生実町 1959-1-101	043-371-9550	鉄骨工事業	生浜
テック・イクシード合同会社	市原市泉台 3-35-6	0436-66-8515	システムインテグレーター	有秋
株式会社未来写真	市原市五井東 1-11-4	0436-21-8398	写真業	五東一
ヒラノ商事株式会社	市原市田尾 682-8	0436-37-1901	小売業	南総
株式会社渡邊	市原市松ヶ島 113-10	0436-21-5699	建設業	五南二
株式会社 Chappy Room	市原市五井西 6-38-22	0436-25-4301	保育園	五南一
株式会社三信興業	千葉市中央区今井 2-11-26	キャッスルマンション蘇我 301	043-386-8427	建設業 今井

印刷一般

書籍本から名刺まで

印刷物は何でもご相談下さい

有限会社 **丸三印刷所**

〒260-0805 千葉市中央区宮崎町774-7
 TEL 043-263-6952 FAX 043-266-4400

1月

- 10日(木) 市原商工会議所新春賀詞交歓会
- 11日(木) 女性部会正副部会長税務署表敬訪問
第3回女性部会正副部会長会議
- 12日(金) 決算期別法人説明会
源泉部会定例研修会
- 16日(火) 第2回生活習慣病健診④
正副会長税務署表敬訪問
第2回正副部会長会
- 17日(水) 新設法人説明会
- 20日(土) 税務・経営無料相談
- 22日(月) 全法連賀詞交歓会
浅井税理士表敬訪問
- 23日(火) 新春記念講演会
新春賀詞交歓会
- 24日(水) 県法連新年賀詞交歓会
- 25日(木) 第3回女性部会定例役員会
第1回南支部役員会
- 26日(金) 第3回青年部会定例役員会

2月

- 2日(金) 第3回常任理事会
- 6日(火)~7日(水)
青年部会確定申告PR活動
- 16日(金) 第3回千葉南優申会世話人会
千葉南優申会研修会
- 20日(火) 第3回研修委員会
- 21日(水) 第1回第6支部連合役員会
- 22日(木) 第1回第3支部連合役員会
第2回組織委員会
- 27日(火) 第1回第1・第2支部連合同役員会

3月

- 6日(火) 第1回第4支部連合役員会
- 7日(水) 新設法人説明会
第5回県法連事務局長会議
- 8日(木) 第5回広報委員会(会報校正)
第5回広報委員会(会議)
- 9日(金) 第3回税制委員会
- 13日(火) 第1回第5支部連合役員会
決算期別法人説明会



外構工事は当社にお気軽にご相談下さい

建築資材・左官材・エクステリア・金物・生コン

有限会社 久野屋本店

本店 千葉市緑区誉田町1-789
TEL (043) 291-0167(代)
FAX (043) 291-7764

30th
一般社団法人千葉南法人会
創立30周年記念

新春記念講演会、新春賀詞交歓会

平成30年
1月23日火

- 第1部 新春記念講演会 午後3時30分～午後5時20分
- 第2部 新春賀詞交歓会 午後5時30分～午後7時00分
- 会場 ホテルポートプラザちば
(JR京葉線・千葉都市モノレール「千葉みなと駅」前)
千葉市中央区千葉港8-5 TEL 043-247-7211

- 【定員】 第1部 新春記念講演会 定員200名
《参加費》 会員・非会員 無料
第2部 新春賀詞交歓会 定員150名
《参加費》 会員 6,000円 非会員 8,000円
※当日新春賀詞交歓会を欠席の場合は参加費をご負担頂きます。
- 【申し込み】 FAXでお願いいたします。FAX043-264-4680
- 【締め切り】 平成29年12月22日(金)
- 【お問い合わせ】 一般社団法人 千葉南法人会
〒260-0842 千葉市中央区南町2-22-5
TEL 043-264-4080

● 野口健氏は SNS でも告知しております。一般の方も参加可能です。

【講師】アルピニスト

の ぐち けん
野口 健

「演題」
「あきらめないこと、それが冒険だ」

お願い

会費納入のお願い

法人会は会員皆様からの会費によって運営されております。会費が納入されませんと大きな支障をきたします。出費ご多端の折恐縮ですが、平成29年度会費をまだ納入されていない方は、最寄りの金融機関よりお振込み下さいませようお願い致します。

住所等が変わったら連絡下さい

法人会では、年4回の全法連季刊誌「ほうじん」、当会会報「ほうじんかい」により会員に役立つ情報をお送りしております。法人名、所在地、代表者名、電話番号等に変更がありましたら、事務局までご連絡下さいませようお願い致します。

一般社団法人 千葉南法人会会報

第120号 平成29年12月発行
発行所 一般社団法人 千葉南法人会
〒260-0842 千葉市中央区南町2-22-5
ケービル201号
電話 043-264-4080
FAX 043-264-4680
E-mail minamihoujinkai@theia.ocn.ne.jp
発行人 高橋紀男
編集 広報委員会
編集責任者 秋庭重樹
印刷・会員 (株)丸三印刷所

最後に本誌の特集の掲載にあたりご協力を頂いた方々に感謝を申し上げますとともに、次の40周年に向けて発展することが出来るように役員、会員の皆様頑張ってくださいませ。

この厳しい時代に成長した千葉南法人会です。これからは、税に対する知識を高めるとともに、変化する社会の中、企業の発展を図る正しい知識や情報を発信することが出来る組織になっていくのではないのでしょうか。

又、会員あつての法人会です。法人会のポスターによると「法人会に入る理由は税に強くなる」ことだけではなく、「人脈が広がる。社会につながる。」をメリットにしています。人口、企業が減少の中、1社でも多くの企業に入会して頂きたいと思っております。

編集 後記

千葉南法人会創立30周年を迎えるにあたり、本誌にて特集を掲載させていただくことになりました。30年間の先輩役員の方の活躍により今があります。又、各地区の会員の皆様の日頃より法人会に対するご理解、ご協力のたまものだと思います。

桃の節句・端午の節句

守り続けてきた伝統の技に
こころが惹きつけられる。
ただ見ているだけでも
やさしい気持ちになれる。
そんな人形たちとともに、
初節句をお祝下さい。

伝統行事を通じて
家庭に豊かな心を



一般社団法人 日本人形協会加盟店 節句人形問屋



千葉県市原市姉崎1808-3 代表取締役 加藤庄司

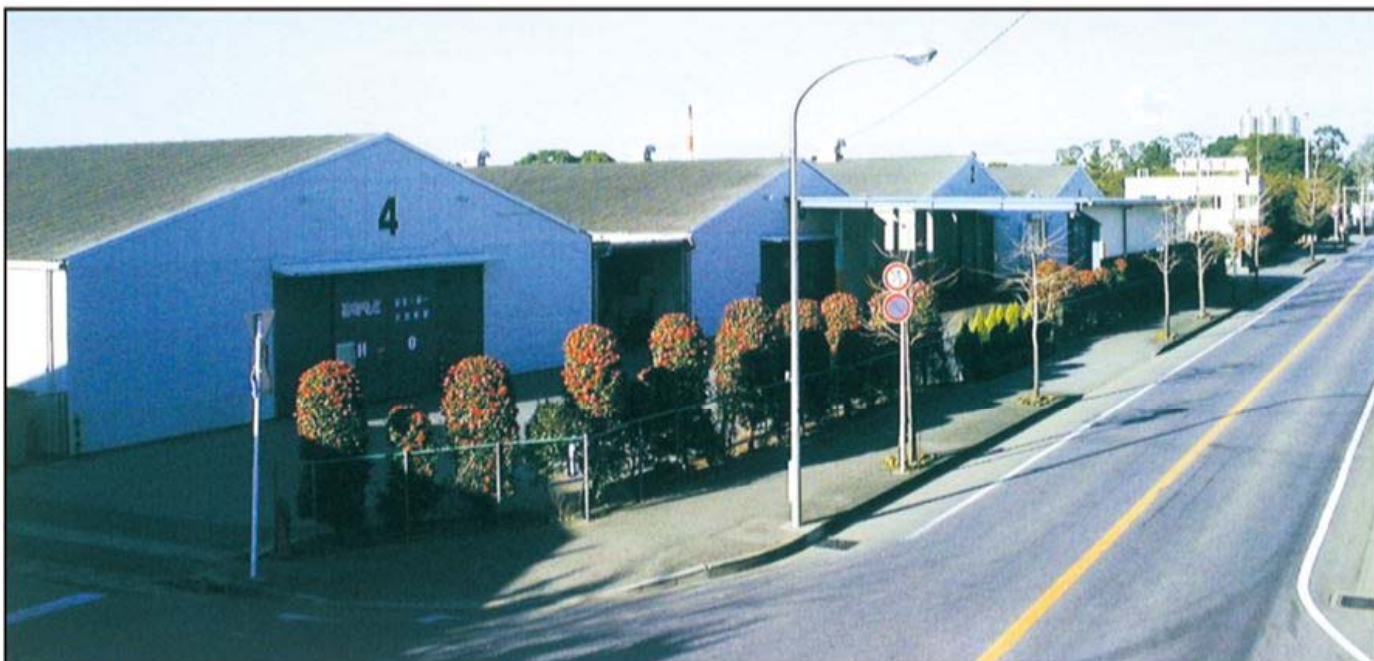
☎ 0436-62-4151

こいとく

検索

Facebook

Twitter



倉庫業・貨物自動車運送事業

源 総 業 株 式 会 社

(みなもと)

代表取締役 時 田 信 義

〒290-0044 千葉県市原市玉前西1丁目5番1号

TEL 0436-21-5401

FAX 0436-21-9536

URL: <http://www.minamotosogyo.co.jp>

法人会会員のみなさまに

経営者大型総合保障制度

生命保険と損害保険の組み合わせにより、
万一の場合はもちろん、
働けなくなった場合のリスクに備えるための
各種制度商品をご用意しています。

法人会の経営者大型総合保障制度

広げよう
企業保障の
大きな傘を

〈会社をお守りするトータル保障プラン〉



◎上記商品の正式名称は次のとおりです。

総合型V Rタイプ: 大同生命の無配当年満期定期保険(無解約払戻金型)と
AIUのベーシック傷害保険、

総合型V Tタイプ: 大同生命の無配当就業障がい保障保険
(身体障がい者手帳連動・無解約払戻金型)
もしくは無配当就業障がい保障保険(身体障がい者手帳連動型)と
AIUのベーシック傷害保険、

Jタイプ: 無配当重大疾病保障保険(無解約払戻金型)、

Mタイプ: 無配当総合医療保険(保険料払込中無解約払戻金型)

◎ご検討・ご契約にあたっては、「設計書[契約概要]」「注意喚起情報」「ご契約のしおり」「約款」を必ずご覧ください。

◎記載は平成29年8月現在の内容です。将来変更となる可能性があります。

引受保険会社

DAIDO 大同生命保険株式会社

千葉支社/千葉県千葉市中央区新宿2-5-3
TEL 043-247-8861

AIU AIU損害保険株式会社

千葉営業支店/千葉県千葉市美浜区中瀬2-6-1
(WBGマリブイースト20F) TEL 043-350-3170

F-29-1001(平成29年8月10日)